

第23回安中市行政改革審議会会議録【概要】

(以下、敬称略)

- 【日 時】 平成26年5月28日(水) 午前10時00分～12時00分
【場 所】 市役所201会議室
【出席委員】 12名(大平、小竹、佐藤、岡、岡田、山田、千葉、武井、猿谷、田島、森泉、松井)
【欠席委員】 3名(茂木、櫻井、大塚)
【事務局】 5名(総務部長、企画課長、行革情報統計係長、担当職員2名)
【配付資料】

会議次第

- 1 委員名簿
- 2 諮問書(追加分)
- 3 安中市行政改革大綱
- 4 安中市行政改革大綱実施計画
- 5 行政改革推進項目の取り組み状況(平成25年度末)
- 6 第2次行政改革大綱(たたき台)
- 7 行政改革大綱 項目(目次)比較
- 8 第2次行政改革大綱策定スケジュール案
- 9 未利用市有地の状況
- 10 平成25年度 行政評価結果について

前回審議会会議録

新任委員には前回審議会の資料を一部配布

【詳細】

- 1 開会 司会進行：総務部長
- 2 挨拶 大平会長
- 3 自己紹介 新任委員 岡委員、松井委員
事務局

配付資料の確認：事務局

4 協議事項 議長：会長

(1) 諮問事項の追加について

<説明>事務局

◆現行の行政改革大綱について

- ・「安中市行政改革大綱（集中改革プランを含む）の策定について」と題して、平成18年12月4日付けで行政改革審議会に諮問し、平成20年3月に答申を受け、それを基に策定した。計画期間が今年度までであり、新たな大綱の策定が必要となる。

◆諮問書について（資料2）

- ・新たな行革大綱についても行政改革審議会での審議をお願いしたく、「第2次安中市行政改革大綱の策定について」と題して、追加諮問した。諮問書は本日付で、審議会開催前に、市長から大平会長にお渡ししている。

<審議結果>

- ・諮問を受けて、行政改革審議会において新たな行革大綱について審議を行い、平成26年度中に策定することとする。

(2) 第2次行政改革大綱の策定について

<説明>事務局

◆安中市行政改革大綱（資料3）

- ・「Ⅰ 策定の背景」合併直後ということで新市の行政運営を行うための指針が必要であることと、地方自治体を取り巻く情勢や財政状況などを踏まえ策定に至ったという内容。
- ・「Ⅱ 行政改革推進項目」大綱のメインの部分。「市民ニーズに的確に対応できる効率的な行政運営のために」、「簡素で効率的な組織整備のために」、「健全な財政運営のために」の3つの大きなテーマを定め、それぞれ3つ～4つの中項目に分類している。この中項目をさらに細分化した丸数字の項目が10項以降に記載されている。
- ・「Ⅲ 実施計画の策定」実施計画は、行政改革推進項目の具体的な取組項目とその目標を示している。行革審への諮問事項ではないので大綱策定から1年後の平成21年3月に市の内部において策定した。
- ・「Ⅳ 計画の期間」は、平成20年度から平成26年度（今年度）までの7年間。
- ・「Ⅴ 実施状況の公表」実施状況は、毎年度公表することになっているが、これまで公表していない。反省すべき点。
- ・「Ⅵ 進行管理・推進体制」は、市の附属機関としての行政改革審議会と、庁内組織の行政改革推進会議の双方の指導を受け、企画課で管理するという内容。

◆安中市行政改革大綱実施計画（資料４）

- ・実施計画の見方について

【１頁上段の「行政評価の導入」を例に説明】

- ・「目標の状態」については、平成２５年度末の状況を調査している。（後ほど説明）
- ・３頁の「行政の情報化（電子自治体化）の推進」の「大容量高速通信（光ファイバー）ネットワークなどの地域環境の推進」が、平成２０年度は既に目標達成に向け「実施」中となっているように、策定当時、既に実施されていても実施計画に記載されているものがある。

◆行政改革推進項目の取り組み状況（平成２５年度末）（資料５）

- ・実施計画に掲げた行政改革推進項目８０項目について、平成２５年度末現在での目標の達成状況を、担当課へ調査した結果。
- ・「Ｈ２０の状況」平成２０年度に検討中であったものと既に実施していたもの、それぞれについて、目標の達成状況を集計した。
- ・「目標を達成」の計が８０項目中１３項目、その下の「目標を一部達成」が９項目、合わせても２２項目と、全体の２７．５％。
- ・「Ｈ２０の状況」が「検討」で、「Ｈ２５年度末の状況」が「実施に向け検討中」が３０項目あるが、計画策定当時から進展がないと判断される。
- ・「Ｈ２０の状況」が「実施」で、「Ｈ２５年度末の状況」が「目標達成に向け実施中」の８項目も、進展がないと判断される。
- ・目標の達成率が低い原因は、担当課の認識や意欲、高すぎた目標設定にあると分析している。
- ・「新計画への掲載の要否」第２次行革大綱実施計画への掲載について、担当課へ照会した結果。「必要」は基本的に同様の内容で新計画へ掲載した方が良いと思われるもの、「要調整」は現在の内容を調整した上で計画掲載の適否を判断した方が良いと思われるもの、「不要」は基本的には新計画へは掲載しなくても良いと思われるもの、の３つに分類した。「要調整」は、市の業務や社会情勢の変化等も踏まえ、内容の調整を行った方がよいと判断したと思われる。
- ・新たな実施計画を策定するにあたっては、新規項目の追加や現在の項目からの取捨選択を行う。無理のない目標設定が必要と考えている。

◆行政改革大綱 項目（目次）比較（資料７）

- ・現行の大綱とたたき台の目次を比較したもので、現行の大綱の項目がたたき台のどの部分に該当するのかを矢印で示している。ゴシック文字の箇所は、新旧の対比先がない項目。

◆第２次行政改革大綱（たたき台）（資料６）

- ・「Ⅰ 策定の趣旨」行政改革に対するこれまでの取り組みについては、現行の行革大綱と実施計画の策定、それから取り組みの状況を記載している。資料５の概略と

なっている。本市を取り巻く状況については、少子高齢社会の進展（3項から5項）、地方分権の進展（6項）、財政状況の説明（7項）となっている。

- ・本文中の赤い文字は、現時点での最新の情報なので、計画策定までには新たな内容に更新する。
- ・「Ⅱ 行政改革推進項目」現在の大綱の内容を踏襲したものを想定している。たたき台においても3つの大きな項目「1 市民ニーズの把握と対応」、「2 簡素で効率的な組織の整備」、「3 健全な財政運営」を設けた。その下に中項目、さらにその中項目を数項目に細分化している。（10項～12項）
- ・「Ⅲ 推進方法」の「実施状況の公表」前回の反省を踏まえ第2次大綱では、「資料5」のようなものをホームページ上で公表できればと考えている。（13頁）
- ・今後、審議会での意見を取り入れ、また、庁内でも協議を行い充実した内容にしたい。体裁についても整えたい。
- ・第2次大綱に合わせた実施計画も今年度中に策定予定だが、諮問事項ではないので、市の内部で策定する予定。

◆部会について

- ・安中市行政改革審議会条例第7条で、「審議会に、特定の事項を調査及び審議するため、部会を置くことができる。」と規定。部会の構成員等については、特段の規定はないが、過去に設置された2つの部会は、それぞれ委員5名で構成。
- ・第2次行革大綱の策定にあたり、部会を設置した方がよいのかも含め、協議いただきたい。

◆第2次行政改革大綱策定スケジュール案（資料8）

- ・部会を設置した場合と未設置の場合の2つのパターンで案を作成した。
- ・部会設置の場合、早ければ6月にも部会を発足、部会開催は4～5回程度。行革審は、今回、中間報告、年度末の3回程度開催する。
- ・部会未設置の場合、協議の場が行革審本体で、部会設置に比べ開催回数が増える。
- ・参考として現在の大綱策定時の行革審の開催状況は、平成19年5月7日から平成20年3月24日までに合計8回を開催、3月28日に答申。

<審議結果>

- ・行政改革というのは行政の手段をどう効率化させるかということ。まちづくりの方向性を示した総合計画に対して、手段が直接結びついているかを確認するのが、行政改革大綱の役割である。
- ・現行の大綱実施計画の取り組み状況を見ると達成率が低い状況となっている。その原因を分析するとともに、実際に長期間検討中となってしまっている項目への対処も必要。
- ・時代背景の変化に合わせて、行政改革の方向性を考えていかなければならない。

- ・ 諮問事項「第2次行政改革大綱の策定について」については、部会を設置し細目の検討を行う。その後、部会での検討報告を受け、審議会で審議することとする。
- ・ 部会員は小竹委員、茂木委員、武井委員、千葉委員、田島委員、松井委員とする。

<審議>

- 行政改革推進項目の取り組み状況での目標達成率が、目標一部達成を含めても27.5%しかない。担当課の対応が不十分、目標が高すぎたことが原因との事務局の分析。
- たたき台によると取り組み状況を公表するということだが、公表することで各課にプレッシャーをかけることが良いことなのか。かえって行政改革に対して非協力的になるのではないか。
- 「行政改革推進項目の取り組み状況」（資料5）の個別項目の中で目標が高すぎたため、ずっと検討中になってしまっている具体例を1つ挙げて説明してもらいたい。
- ↑ 目標が高すぎた具体例として、「行政改革推進項目の取り組み状況」（資料5の3項）の「公共サービスの質の維持向上に関する成果指標・経費の節減に関する数値目標の設定」がある。「安中市行政改革大綱実施計画」（資料4の15項）で、目標の状態として「公共サービス市民満足度80%」となっているが、調査の結果把握が困難であり、80%という率もかなりハードルが高い。
- 取り組み状況の公表については、各課にプレッシャーになるというのであれば新たな行革大綱では公表しないとする選択肢もある。
- 安中市の方向性は総合計画で示されているが、それに対して今回の行政改革というのは手段をどう効率化させるかということ。総合計画に対して手段が直接結びついているかをチェックするのが、今回の行政改革大綱の役割だと考える。
- 国のやっていることがすべてよいとはいえないのではないかと。安中市の実情を考えてのことではない。足下をしっかりと見ていくことが大事である。
- 地方分権以降、まちづくりはその地域の歴史、文化も含めた特殊性に合わせた形に変わってきている。その第一弾が安中市においては、現行の大綱である。現行行革大綱では分権改革を掲げている。行政改革においても総合計画においても地域作りこそが主眼である。
- 目標達成率が低いという話があったが、県では23年度から25年度に39項目の改革項目を大綱に載せているが、達成率とすると97.4%となっている。これはできるものしか載せていないという一面がある。
- 総合計画で夢を描くことも必要なことだが、行政改革に関して言えば内部の組織の改革、計画を実現する手法を職員自らで考えるということが重要とな

る。前段の総合計画に関する部分は行革に関係はしているが、切り離さなして考えたほうがよい。

- 群馬県は3月に新たに行革大綱を作っているが、「県民目線の県政の実施」、「仕事の仕方の改革」、「健全な財政」といった項目を設けている。仕事の仕方に関しては、どうやって効率的に仕事するか、コストを抑えていくか、という形に行革の考えが移行してきている。最大限に行政効果をあげるために職員の時間外勤務も無視していた時代もあったが、今は時間外勤務の縮減が改革の1つの柱になっている。県民目線の県政に関してだが、県職員が県民のニーズを把握しているかというところでできていないかもしれない。分権に関していうと、体制が変わるという大げさな形ではなく、県と市のどちらがやったら効率的なのかという判断が前面に出てきている。群馬県は積極的に権限移譲している方だと思う。
- 行政改革推進項目の取り組み状況（資料5）は、各課からの回答をそのまま記載しているのか。不要になったものへのヒアリングがあったかどうか。
- ↑ 回答をそのまま載せている。
- 企画課が各課にどう介入していくのか、方針をもつ必要がある。企画課の各課への介入力を高める必要があるのではないか。
- 取り組み状況が検討中というのはずっと検討していなかったということではないのか。新たな課題も出てくるわけであるし、ずっと検討しなくてよかったものは切り捨て、もしくはリサイクルしていくべきではないか。
- 現行の大綱の計画期間が7年だったが、新たな大綱では5年となった理由はなにか。
- ↑ 国の主導で集中改革プランを定め、それに併せて現行の大綱を策定したという経緯がある。集中改革プランを改訂となった場合、集中改革プランの2期分をまかなえるようにという意図があり、計画期間が7年となった。今回、5年としたのは総合計画などの計画、他市の行革大綱を参考にすると5年が標準的だと考えた。ただ、期間も含めて審議会で検討していただきたい。
- 総合計画は29年度まで、今度の大綱は31年度までということで若干ズレがあるが、5年でやりたいというのが事務局の案である。しかし、あくまでたたき台なので期間についても検討の余地がある。
- 本市を取り巻く状況に関して、地方分権に関しても国が動いているから仕方なくという部分があるのも現実にはあるが、その動きは止められないので、そういう状況を加味した上で、事務の効率化などを行革の中で考えていく必要がある。

- 予算はどんどん減っていくと考えると、コストは制限される一方で、市民の満足度を高めるために何をすればいいのかという目線も必要となる。
- 取り組み状況では、実際の現場でこういった対応がなされたかのフィードバックがなかったり、実態が分からなかったりといった問題があるようだ。
- 現状でこういった問題があるのか、それを解決するためにこういったことが可能か、そういった目線から行革大綱ができればいいと思う。市の職員もこのままではダメだという意識が持てるような大綱になればいい。
- 分権改革で、国、県、市は同格のパートナーとなったはずだが、職員とすると国あるいは県の意向に従っているという意識も根強いのではないか。第2次の大綱では職員改革を1つの柱として掲げていくべきだと考える。
- 取り組み状況が要調整となっているものをそのままにしておくのか。いつまでに、どうするのか、というように結論を出していかないと話が進んでいかない。
- 取り組む優先順位を決めていくことは重要である。課題に対して優先順位をつけて、どう人と物を集中していくか、そういったことも行政改革として必要。
- 部会の設置をするかどうか検討したい。設置しない場合は審議会を頻繁に開催しなければならないが、どうか。
- 部会で審議した方が早く決断ができるのではないか。
- 部会でしっかりと議論し、その結果を審議会で検討する方が効率的ではないか。部会設置とするとして、事務局として意見があるか。
- ↑ もし、部会を設置するとしたら、5名程で構成し、早ければ来月に開催したい。
佐藤委員が都合で中座したが、部会を設置した方がよいのではないかという意見だった。人選はこの場で協議していただきたい。
- 部会は1つ設置するということによいか。
- ↑ 部会は1つでお願いしたい。委員には区分があるので各区分から選んでほしい。
- 1人欠席だと4人になってしまう。
- 6人としたいがどうか。部会は行政改革大綱の細目の検討し、審議会に検討結果を報告することが役割となる。

【1号委員から小竹委員、茂木委員、2号委員から武井委員、千葉委員、3号委員から田島委員、松井委員を選出】

(3) 市有財産の有効活用について

＜説明＞事務局

◆「未利用市有地の状況」（資料9）について

- ・前回の行革審において、未利用地の状況について質問や資料提供の要望があったので、それを反映させた。

◆1頁

- ・平成26年度予算の審査の資料として3月議会へ提出したものと同一のもの。
- ・資料の作成は、財政課管財係。
- ・土地開発基金は、「使用見込みがなく処分可能なもの」と「今後事業用として使用予定のもの」に分けている。
- ・「使用見込みがなく処分可能なもの」金額は、基本的には取得時の価格。売却が可能なものだが、「基金」の土地なので、表の金額以下での売却となると、差額を一般会計から補填しなければならない。
- ・「今後事業用として使用予定のもの」何らかの事業で使用する見込みのあるもので、この場合も事業用に土地を取得する段階で、基本的には基金の額で一般会計から購入する手続きが執られる。
- ・「普通財産」面積が100㎡以上で売却が見込めるものを一覧にしている。基金とは異なり、固定資産税の評価額や不動産鑑定額などを参考に、現在売却するとしたらこのくらいであろう、という金額となっている。

◆2頁

- ・「参考価格」は売却する際の日安として固定資産税の評価額を参考に算出した価格。算出方法は基金の土地の近くで同種の地目の土地の固定資産税の評価額を0.7で割り返し、100円未満の端数を切り捨てて算出。（固定資産税の評価額が鑑定額の7割となっていることから）
- ・「差引」「増減率」は、基金と参考価格との比較。差引の合計は、マイナス102,950,989円、増減率はマイナス49.21%で参考価格は基金の約半額といった状況。
- ・備考欄で一部貸し付けているものがあるが、中でもNo.9の「平成26年1月より貸付」とある土地は、民間事業者がメガソーラー用地として使用したいとの申し出があり、貸付を始めた土地。
- ・「普通財産（売却が見込めるもの（100㎡以上）」1頁の金額自体が売却見込額なので、参考価格は算出していない。
- ・寄附された土地がほとんどである。

◆3頁

- ・2頁の土地の所在地のナンバーごとに地図に落としたもので赤色が土地開発基金、青色が普通財産。

◆4項以降

- ・詳細な位置図と航空写真。

◆まとめ

- ・ 今後は、土地のほか建物についても精査し、売却や貸付等の分類を行うことも検討したい。
- ・ ネーミングライツやホームページのバナー広告等も、改めて資料を提示し、その上で一定の方針、あるいは方向性を協議いただきたい。
- ・ 今年度は第2次行革大綱の策定を最優先に協議いただき、「市有財産の有効活用」に係る協議は、第2次大綱策定後にしたいと考えている。

<審議結果>

- ・ 意見、意義がないので、審議会では大綱策定を優先し、市有財産の有効活用については大綱策定後に集中的に審議することとする。

(4) その他 平成25年度行政評価の結果について(資料10)

<説明>事務局

◆平成25年度の行政評価

評価事業数70事業、1次評価60事業、2次評価10事業、外部評価4事業であった。2次評価の対象となった事業のみ行政評価シートを添付した。23年度から行政評価を実施し、対象の300事業の内おおむね8割が評価を終え、本庁支所重複分を除くと、残り20～30事業となっている。今年度はこの残りの事業の行政評価に加え、行政評価の手法を使って補助金の評価を行っていきたいと考えている。

<審議結果>

- ・ 意見がないので、行革審の答申に沿って、個々の補助金に対して行政評価を行っていくという市の方針に同意することとする。

5 その他

部会の日程調整を閉会後に行う旨連絡。

閉会